

## 鹿屋市保健福祉関係顕彰候補者の要件（令和8年度）

### ■ 高齢者福祉部門

- ア 70歳以上の高齢者で、その生活態度又は社会活動が他の模範と認められる者
- イ 上記のほか、高齢者福祉の振興に貢献し、その功績が顕著な者
- ・ 下表の福祉活動等に主導的、継続的、かつ複数の活動に取り組むことで地域住民の福祉の向上に貢献している者 等  
（個人のみ・5年以上）

#### 【福祉活動等の例】

| 区分             | 内容                               |
|----------------|----------------------------------|
| 地域住民の交流促進活動    | 高齢者サロン、世代間交流 等                   |
| 地域の見守りや安全を守る活動 | 高齢者や障がい者の外出援助、ゴミ出し支援、災害援護、権利擁護 等 |
| 福祉施設でのボランティア活動 | 福祉施設でのイベント活動 等                   |
| 地域で行う健康づくり活動   | 高齢者運動サロン 等                       |
| その他            | 地域の高齢者福祉活動 等                     |

### ■ 障がい者福祉部門

- ア 障がい者（身体、知的、精神）で、その生活態度又は社会活動が他の模範となる者  
（障がいを自ら克服し自ら生計を立て自立更生した者で、障がいの程度が身体の場合4級以上、知的の場合療育手帳を保持している者）
- ・ 文化活動及びスポーツ活動において、全国規模以上の展覧会、大会等において、優秀な成績を収めた者等
- イ 上記のほか、障がい者福祉の振興に貢献し、その功績が顕著な者
- ・ 障がい者の就労支援等に貢献し、その功績が顕著な者等

### ■ 母子寡婦福祉部門

- ア 母子寡婦福祉活動の育成強化に貢献し、その功績が特に顕著な者
- ・ 母子寡婦福祉会の役員 5年以上（50歳以上）
  - ・ 母子寡婦福祉会の会員 20年以上（50歳以上）

裏面に続きます

**鹿屋市保健福祉関係顕彰候補者の要件（令和8年度）****■ 児童福祉部門**

- ア 児童の健全育成に貢献し、その功績が特に顕著な者
- イ 児童福祉の振興に貢献し、その功績が顕著な者

**■ 保健・医療部門**

- ア 保健・医療等の充実発展に貢献し、その功績が特に顕著な者
- イ 保健・医療等の向上に貢献し、その功績が顕著な者

**■ 社会福祉部門**

社会福祉事業に従事し、その業績が顕著な者

- ア 社会福祉施設従事者 15年以上（50歳以上）
- イ 福祉団体育成指導者 10年以上（50歳以上）
- ウ 民生・児童委員 10年以上
- エ 遺族会役員 10年以上
- オ 保健・医療・福祉関係推進員 20年以上  
（食生活改善推進員、母子健康推進員、健康づくり推進委員、  
在宅福祉アドバイザー）
- カ その他

**<注意事項>**

※年齢基準日は、令和8年10月1日現在です。

※鹿屋市に居住している方が対象となります。

※市町村合併前を含めて、過去に同種（同部門かつ同内容）の顕彰を受けた方は、対象外となります。

※候補者が多数の場合は、次年度以降に表彰するなどの調整させていただくことがありますので、御了承ください。

**<問合せ先>**

鹿屋市保健福祉部福祉政策課管理係

電話 0994-31-1113（課直通）